

各県立学校長 殿

教 育 長

新型コロナウイルス感染症に係る冬季休業明けの学校の対応について

県内における感染状況に鑑み、冬季休業明けの学校の対応については、引き続き令和4年10月20日付け4教保第141103号にて通知した内容を継続し感染拡大の防止を図っていくこととしますが、下記の点について改めて確認し、感染対策を徹底していただくようお願いします。

記

- 適切なマスクの着用や手洗い、換気などの基本的な感染対策を行うよう、児童生徒に促すとともに、保護者に対し、児童生徒の登校前の健康観察や基本的な感染対策、児童生徒が感染者等になった場合の対応について、協力を依頼すること。
- 衛生管理マニュアルに示されている学校における換気の方法や、令和4年7月14日の新型コロナウイルス感染症対策分科会の換気に関する提言等を踏まえて作成した「学校における効果的な換気のポイント」を参考に、CO2センサー等を活用しながら、暖房使用時でも窓開けやサーキュレーター等により換気の徹底を行うこと。
- 場面に応じた適切なマスクの着脱について、厚生労働省作成のリーフレットも参考に、児童生徒に指導するとともに、保護者にも理解・協力を求めること。なお、本人の意に反してマスクの着脱を無理強いすることにならないよう、丁寧な周知を行うこと。

＜マスクの着用が原則不要な例＞

- ・屋内において、人との距離が確保でき、会話をほとんど行わないような場合
- ・徒歩や自転車での通学時
- ・屋外の運動場に限らず、屋内の体育館等を含め、体育や運動部活動において、運動を行う場合

- 児童生徒、教職員は発熱やのどの痛み等の症状がないかチェック表を用いるなどして毎日の健康観察を家庭で行うとともに、本人に風邪症状等がある場合は、登校や出勤を控えるよう周知徹底し、授業日においては出席停止とする等、柔軟な対応をとること。
- 登校時の健康観察（検温結果及び健康観察票等の確認）を担任等が確認すること。その際、担当者一人に負担がかからないよう、分担を行うこと。